

関連規則及び条例

○北本市市民参画・協働推進審議会規則

平成 24 年 10 月 15 日

規則第 45 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 56 年条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、北本市市民参画・協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 自治会その他のコミュニティの活動に携わる者
- (2) ボランティアその他の公益的活動に携わる者
- (3) 事業者
- (4) 知識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、そ

の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平成28規則15・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○北本市市民参画推進条例（抜粋）

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

条例第 2 4 号

（市民参画の対象）

第 6 条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

（市民参画の実施）

第 7 条 市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1 以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない。

- (1) 附属機関等の開催による方法
- (2) ワークショップの開催による方法
- (3) 市民説明会の開催による方法
- (4) アンケートの実施による方法

（市民参画手続の実施予定及び実績の公表）

第 1 0 条 市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参画の手続の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

○北本市協働推進条例（抜粋）

平成 2 4 年 9 月 2 8 日

条例第 2 5 号

（協働事業の提案）

第 6 条 市長等は、市民等に協働事業を提案することができる。

2 市民等は、市長等に協働事業を提案することができる。

3 前項の規定により提案する協働事業は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、協働事業の目的及び効果並びに当該協働事業を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

（協働事業の採択）

第 8 条 市長等は、第 6 条第 2 項の規定により協働事業が提案されたときは、当該協働事業について、市民等と協議し、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該協働事業の採択の可否を決定しなければならない。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第 1 0 条 市長は、当該年度の協働事業の実施予定及び前年度の協働事業の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により協働事業の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。